

久慈圏域医療連携会議設置要綱

(設置)

第1 久慈圏域における医療連携体制の構築に向けて、各医療機能を担う関係者が相互の信頼を醸成し、円滑な連携を推進するため、久慈圏域医療連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 連携会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療連携体制に関すること。
- (2) 地域連携クリティカルパスに関すること。
- (3) 医療連携推進プランに関すること。
- (4) 各医療機能を担う医療機関に関すること。
- (5) 住民への情報提供に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3 連携会議は、医療機能を担う関係機関・団体のうちから岩手県久慈保健所長が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4 連携会議に議長及び副議長を置き、委員が互選した者をもって充てる。

2 議長は、連携会議を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

4 副議長は、議長が議事の内容に関して直接の利害関係者に該当することについて、議長から申し出があった場合又は委員の過半数が当該利益関係者に該当することを認めた場合は、当該議事に関し、議長の職務を代理する。

(会議)

第5 連携会議は、岩手県久慈保健所長が必要に応じて招集するものとする。

2 議長は、必要に応じて意見を聴取するため、委員以外の学識経験者を専門委員として委嘱し、連携会議に招へいすることができる。

3 連携会議は、原則として公開とする。ただし、患者情報や医療機関の運営に関する情報その他岩手県久慈保健所長が非公開とすべき情報と認めるものを取り扱う場合は、非公開とする。

(委員の守秘義務)

第6 委員は、前条第3項の非公開とすべき情報その他職務上知り得た秘密（以下「秘密」という。）を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員は、不正の利益を得る目的、関係者に損害を加える目的その他の不正な目

的で秘密を不正に使用し、又は開示する行為を行ってはならない。

(庶務)

第7 連携議会の庶務は、岩手県久慈保健所が行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。